部分払に関する特約条項

（部分払）

第１条　受注者は、業務の完了前に、既に履行した部分（本条第３項に定める検査に合格したものをいう。）に相応する金額（以下「業務委託料相当額」という。）の 10 分の９以内の額について、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月１回を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いについて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第３項の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の業務委託料相当額×(９／10)

７　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とする。

（部分払金の不払に対する業務中止）

第２条　受注者は、発注者が前条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第３条　本特約条項を適用する場合にあっては、第 45 条第３項中「第 36 条第２項（第 39 条並びに第 43 条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査」とあるのは、「第 36 条第２項（第 39 条並びに第 43 条第１項又は第２項において準用する場合を含む。）及び特約条項第１条第３項の規定による検査」と読み替える。